

板橋区生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

令和 5 年 3 月 22 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。)に基づき、次の各号に掲げる支援を行うことを目的とする。

(1) 家賃補助

離職、自営業の廃業又は自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)又は住居を喪失するおそれのある者(以下「住居喪失のおそれのある者」という。)に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うこと。

(2) 転居費用補助

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行うこと。

(関係法令等の適用)

第 2 条 本事業の実施に当たっては、この要綱、法及び省令に定めるもののほか、厚生労働省が定める「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(以下「自治体事務マニュアル」という。)等で定める実施内容及び手順による。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は法、省令及び自治体事務マニュアルの例による。

(事業の実施主体等)

第 4 条 本事業の実施主体は板橋区とし、相談及び支援に係る業務は自立相談支援機関が行う。

(自立相談支援機関)

第 5 条 各福祉課内に自立相談支援機関を設置する。

(基準額等)

第 6 条 この要綱でいう「基準額」及び「区の住宅扶助基準に基づく額」は、別

表 1 及び別表 2 に定める金額とする。

(支給額等)

第 7 条 生活困窮者住居確保給付金は、下記のとおり支給する。

(1) 家賃補助

家賃補助は、1 月ごとに支給し、その月額、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれに定める額とする。ただし当該額が区の住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額とする。

(ア) 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額(以下「世帯収入額」という。)が基準額以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額

(イ) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と生活困窮者が賃借する住宅の 1 月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

(ウ) 前項第 2 号の規定により算定した額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が 100 円未満であるときは、100 円を支給額とする。

(2) 転居費用補助

転居費用補助は、申請者が実際に転居に要する経費のうち、別表 3 に定める支給対象となる経費を転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に 3 を乗じて得た額を上限とし、支給する。

ただし上記によりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額を上限とする。

(申請書等)

第 8 条 本事業の実施に係る次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する者が、区長に提出する申請書 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式第 1—1 号)

(2) 生活困窮者住居確保給付金の支給を希望する者が、前号の申請書に併せて提出する確認書 住居確保給付金申請時確認書(様式 1—1 A 号)、(様式 1—2 A 号)

(3) 当初の支給期間を延長する場合は当初支給期間の最終の月の末日までに、延長の支給期間を再延長する場合は延長支給期間の最終の月の末日までに、受給者が区長に提出する申請書 生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式第 1—2 号)

(4) 受給者が支給決定後に家賃変更し、収入が減少し(賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている者に限る。)、又は転居した場合に、区長に提出する申請書 住居確保給付金変更支給申請書(様式第 1—3 号)、(様式第 1—

4号)

- (5) 申請者が住居喪失者の場合に、自立相談支援機関に提出する不動産仲介業者等が入居予定住宅に関する状況を記載した通知書 入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2-1号)、(様式第2-2号)
- (6) 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合に、自立相談支援機関に賃貸借契約の写しを添付して提出する入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者が入居住宅に関する状況を記載した通知書 入居住宅に関する状況通知書(様式第2-3号)
- (7) 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、区長が交付する証明書 住居確保給付金支給対象者証明書(様式第3-1号)、(様式第3-2号)
- (8) 審査の結果、生活困窮者住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対して、区長が交付する通知書 住居確保給付金不支給通知書(様式第4号)
- (9) 住居喪失者が、住宅入居後7日以内に、自立相談支援機関に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出する報告書 住居確保報告書(様式第5号)
- (10) 支給決定後、常用就職した場合に自立相談支援機関に提出する届書 常用就職届(様式第6号)
- (11) 支給決定後、申請者に交付する通知書 住居確保給付金支給決定通知書(様式第7-1号)、(様式第7-2号)
- (12) 支給期間中に常用就職ができなかった場合に、受給者が支給期間を延長又は再延長を希望するとき、区長が当該者が受給期間中に就職活動を誠実に行っていたか、及び支給要件に該当しているかを勘案し、延長等の要件を満たすと判断された者に対し交付する通知書 住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長) (様式第7-3号)
- (13) 受給者が支給決定後に家賃変更し、収入が減少(賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている者に限る。)し、又は転居した場合に、区長が受給者から提出された住居確保給付金変更支給申請書に対して変更決定したときに、当該受給者に交付する通知書 住居確保給付金変更支給決定通知書(様式第7-4号)、(様式第7-5号)
- (14) 生活困窮者住居確保給付金の支給の中止を決定した場合に、区長が対象者に交付する通知書 住居確保給付金支給中止通知書(様式第8号)
- (15) 疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合に、区長に提出する届出 住居確保給付金支給中断届(様式第9-1号)

- (16) 受給者から住居確保給付金支給中断届が提出された場合に、区長が支給の中断を決定したときに当該受給者に交付する通知書 住居確保給付金支給中断通知書(様式第9—2号)
- (17) 疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により住居確保給付金の支給を中断していた受給者が支給の再開を希望する場合に、区長に提出する届出 住居確保給付金支給再開届(様式第9—3号)
- (18) 受給者から住居確保給付金支給再開届が提出された場合に、区長が支給の再開を決定したときに当該受給者に交付する通知書 住居確保給付金支給再開通知書(様式第9—4号)
- (19) 転居が必要と認められた申請者に対し、家計改善支援事業実施者(又は自立相談支援機関)が、必要事項を記載して、支給申請者に交付する証明書 住居確保給付金要転居証明書(様式第10号)
- (20) 申請者が離職関係書類(離職票等の証拠書類)の提出が困難な場合に、自立相談支援機関に離職状況等を記入して提出する申立書 離職状況等に関する申立書(参考様式第1—1号)、(参考様式第1—2号)
- (21) 申請者が就業機会の減少を証明する証拠書類の提出が困難な場合に、自立相談支援機関に就業機会の減少に関する申立を記入し提出する申立書 就業機会の減少に関する申立書(参考様式第2号)
- (22) 受給者が公共職業安定所で職業相談を受けたときに提示することにより、公共職業安定所が相談日、担当者名、支援内容等について記入し、自立相談支援機関に提出する確認票 職業相談確認票(住居確保給付金)(参考様式第3号)
- (23) 受給者が公共職業安定所以外で就職活動を行った場合等に、その活動状況を記入し、自立相談支援機関に提出する報告書 住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式第4号)
- (24) 省令第3条第2号に該当する申請者で自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると板橋区が認める場合に、経営相談先の助言を受けて作成し、自立相談支援機関に提出する活動計画 住居確保給付金自立に向けた活動計画(参考様式第5号)
- (25) 省令第3条第2号に該当する申請者で自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると板橋区が認める場合に、経営相談先への相談内容等について記入し、自立相談支援機関に提出する報告書 住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書(参考様式第6号)
- (26) 申請者が自営業者の場合に、事業収入等を記入し、自立相談支援機関に提出する収支状況表 住居確保給付金に係る収支状況表(参考様式第7号)

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。

別表(第6・7条関係)

- 1 基準額(特別区民税均等割額が非課税となる合計所得金額を収入額に換算し、1/12を乗じて得た額とする。)

世帯人数	基準額
1人世帯	84,000円
2人世帯	130,000円
3人世帯	172,000円
4人世帯	214,000円
5人世帯	255,000円
6人世帯	297,000円
7人世帯	334,000円

- 2 区の住宅扶助基準に基づく額(生活保護法(昭和25年法律第144号)による世帯人員数及び地域に応じて厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額に準拠した額をいう。)

世帯区分	区の住宅扶助基準に基づく額
1人世帯	53,700円
2人世帯	64,000円
3人世帯	69,800円
4人世帯	
5人世帯	
6人世帯	75,000円
7人世帯	83,800円

- 3 住居確保給付金(転居費用補助)支給対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

ただし、敷金については、申請者本人に返還される可能性があるため、対象外とする。

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ

①氏名

②生年月日

③電話番号

昭和・平成・令和

年

月

日

満（ ）歳

④次の1.又は2.の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合

離職等の時期

離職等した事業所

2. 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期

喪失した住居の住所

現在の状況

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所

住居の家主等

喪失するおそれのある住居の家賃額

現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					
氏名					
続柄	本人				合計
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則（以下「則」という。）第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

（あて先） 板 橋 区 長

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式 1－1)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第 1 項 1 号の規定による支給)

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること
- ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

・則第 3 条第 2 号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者

①月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②原則月 1 回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける

③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月 1 回以上、当該計画に基づく取
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 ☐ 再支給の申請ではない(過去に則第11条第 1 項 1 号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない)
- 又は、
- ☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
- 従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 再支給の申請までに ☐ 常用就職をした
- ☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
- ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合

② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合

③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)

④ 申請内容に偽りがあった場合

⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合

⑦ 受給者が生活保護を受給した場合

⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から 2 年を経過した場合

⑨ 中断期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
- また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

申請者氏名

(様式1－1A) (第8条関係) (裏面)
当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
2 離職関係書類
下記のいずれかを証する書類
・申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
3 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
4 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）	
公共職業安定所から付与された求職番号	
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	
2 経営相談先の記載（則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者）	
経営相談先の名称	
3 入居（予定）住宅関係書類	
（1）住宅喪失者	
不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2－1）	
（2）住宅喪失のおそれがある者	
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式2－2）	
（3）クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者	
クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）	
※（3）は、自治体の求めに応じて、ご提出ください	

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）						
フリガナ						
①氏 名						
②生年月日		年 月 日 満（ ）歳				
③電話番号						
申 立 事 項	④期間（再）延長が必要な理由					
	⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
続柄	本人					
生年月日						
収入（月額）	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。						
私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 年 月 日 （あて先） 板 橋 区 長 申請者氏名						

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（添 付 書 類）

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
（例）職業相談確認票（参考様式3）
住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式4）
 - ②則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県が認める者
（例）自立に向けた活動計画（参考様式5）
自立に向けた活動状況報告書（参考等式6）
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式 1－2)を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第 1 項 2 号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 ☐ 再支給の申請ではない（過去に則第11条第 1 項 2 号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

_____年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所
申請者氏名

(様式1－2A) (第8条関係) (表面)
当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し 2 収入減少関係書類 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し 3 離職等関係書類 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し 4 収入関係書類 ・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し 5 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し 6 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（様式10）

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2－2） 2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）
--

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項 1 号の規定による支給)

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

フリガナ
氏 名
住 所

生年月日
電話番号

変更理由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第 2－2 号）※再提出が必要です。
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
 - ・住民票の写し
- 4 受給方法又は振込先変更の場合
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第 2－2 号）※再提出が必要です。

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項 2 号の規定による支給)

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

フリガナ
氏 名
住 所

生年月日
電話番号

変更理由

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

入居予定住宅に関する状況通知書（則第11条第1項1号の規定による支給）

（不動産仲介業者等記載欄）

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
3. 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

（あて先）板 橋 区 長

年 月 日

不動産仲介業者等

（商号又は名称）

フリガナ
（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等） 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12（3）I. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 （ 年 月 日までの 月 日間）

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 □
- なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用

	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
		共益費		円
		管理費		円
		敷金		円
		礼金等	礼金 その他 ()	円 円
	(2)	仲介報酬額		円
	(3)	火災保険料		円
		その他（入居保証料等）		円
	合計			円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	
	初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	
	初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5 のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であつて、以下に記載する賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金 の振込先	賃借人 の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第 7 の 2－12（3）Ⅰ．①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第 7 の 2－12（3）ア．暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居住宅に関する状況通知書（様式第 2－1 又は第 2－2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式第 2－1 又は第 2－2）、入居住宅に関する状況通知書（様式第 2－3）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第 1 項 2 号の規定による支給)
(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

(あて先) 板橋 区 長

年 月 日

不動産仲介業者等
(商号又は名称)
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等) 氏名 所属
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第 7 の 2 - 12 (3) ア①から⑨に該当する「暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者) と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名 (フリガナ)	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額 (円) に三を乗じて得た額 (これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額) を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。
- ※2 定期借家契約 (定期建物賃貸借契約) の場合に限り、入居予定日欄の () 内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐
- なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

初期費用					
給 付 金 支 給 対 象	(1)	礼金等	礼金	円	
			その他（ ）	円	
	(2)	仲介手数料		円	
	(3)	住宅保険料		円	
		家賃債務保証料		円	
	(4)	鍵交換費用		円	
		合計		円	
給 付 金 支 給 対 象 外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円	
	(2)	共益費		円	
	(3)	管理費		円	
	(4)	敷金		円	
	(5)	その他		円	
		合計		円	
	総合計（支給対象＋支給対象外）			円	
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。					
振込口座					
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
			口座名義		
			金融機関名		
			支店名		
			口座種別	普 通 ・ 当 座	
			口座番号		

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※ 3 のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	申請者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所
電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第 7 の 2－12（3）ア①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第 7 の 2－12（3）ア．暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2－1 又は 2－2）、入居住宅に関する状況通知書（様式 2－3）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2－1 又は 2－2）、入居住宅に関する状況通知書（様式 2－3）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居住宅に関する状況通知書

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

(あて先) 板橋区長

年 月 日

(商号又は名称)
フリガナ
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等) 氏名 所属
電話番号
※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。
※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の13(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

☐ 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。					
☐ 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。					
☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する (月から変更可能)					
振込口座					
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ		
			口座名義		
			金融機関名		
			支店名		
			口座種別	普 通 ・ 当 座	
			口座番号		

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式 1 - 3 の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を自立相談支援機関に提出してください。

様式第 2－3 号（第 8 条関係）

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第 7 の 1 3 (3) I. 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式 2－1）、（様式 2－2）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式 2－1）、（様式 2－2）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

住居確保給付金支給対象者証明書(則第 11 条第 1 項 1 号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

板 橋 区 長
(公印省略)

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 ヶ月後までとします。

住居確保給付金支給対象者証明書(則第 11 条第 1 項 2 号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

板 橋 区 長
(公 印 省 略)

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る初期費用	円
	(2) その他 (家財の運搬費用、原状回復費用等)	円
	合計	円

(注 意 事 項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の 1 ヶ月後までとします。

第 号

年 月 日

様

板 橋 区 長
（ 公 印 省 略 ）

住居確保給付金不支給通知書

年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に処分を行った板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に処分を行った板橋区長を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は区長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

（あて先） 板 橋 区 長

年 月 日

フリガナ
氏 名
電話番号

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 （資金振込日）	年 月 日
-----------------------	-------

（注意事項）

- 1 この報告書は、入居日から 7 日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に相談してください。

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は 6 か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

（あて先）板橋区長

年 月 日

フリガナ

氏名

住所

電話番号

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

（注意事項）

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

（公印省略）

住居確保給付金支給決定通知書（則第11条第 1 項 1 号の規定による支給）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法 ☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐ 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・則第3条第2号に基づく自立に向けた取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ① 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ② 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われること、を条件として支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

（ 公 印 省 略 ）

住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第1項2号の規定による支給)

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額

円

2 支給方法

- ☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
- ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。
- ☐ クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。

4 支給対象となる転居先の住宅 名称

所在地

(注意事項)

- 1 受給者は、転居先の住宅へ転居した後、転居先の住宅に係る初期費用以外の支給対象経費（家財の運搬費用、原状回復費用等）の実際の支出額を確認できる書類（領収書等）を自立相談支援機関に対し提出してください。
- 2 転居先の住宅に係る初期費用等の一部支給を受けている方については、実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
なお、実際の支出額が支給額を下回っていた場合は、受給者から差額の返還を求めます。
- 3 2 支給方法において、「クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

（公印省略）

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法 ☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐ 支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・則第3条第2号に基づく自立に向けた取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ① 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ② 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行う
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

	第 年 月 日 号
様	
	板橋区長
	（公印省略）
住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第1項1号の規定による支給)	
年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、 年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。	
記	
1 変更内容	☐ 支給額 月額 円 ☐ 支給方法（代理受領に変更等）
2 1の変更内容の適用後の支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
3 変更理由	
4 対象となる住宅	名称 所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

板 橋 区 長

（ 公 印 省 略 ）

住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第 1 項 2 号の規定による支給)

年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更内容 (例)

支給額 円
- 2 変更理由 (例)

実際の支出額が支給額を上回っており、実際の支出額と支給額の上限額との差額を追加支給するため。
- 3 対象となる住宅

名称
所在地

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号

年 月 日

様

板橋区長

（公印省略）

住居確保給付金支給中止通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、
下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。 この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。 (あて先) 板 橋 区 長 年 月 日 フリガナ 氏名 住所 生年月日 電話番号									
心身の状況について									
<table><tr><td>医療機関受診年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>病 名 (治療期間の目途)</td><td></td></tr><tr><td>中断 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>次回面談等(予定)日</td><td>年 月 日</td></tr></table>		医療機関受診年月日	年 月 日	病 名 (治療期間の目途)		中断 日	年 月 日	次回面談等(予定)日	年 月 日
医療機関受診年月日	年 月 日								
病 名 (治療期間の目途)									
中断 日	年 月 日								
次回面談等(予定)日	年 月 日								
住居確保給付金の支給状況									
<table><tr><td>支給開始月</td><td>年 月から (年 月家賃相当分から)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>月額 円</td></tr></table>		支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)	支給額	月額 円				
支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)								
支給額	月額 円								
添付書類									
医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書									

第 号
年 月 日

様

板橋区長

（公印省略）

住居確保給付金支給中断通知書

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

1 支給中断時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)

2 支給中断の理由

（注意事項）

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を本通知書を交付した自立相談支援機関に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

参考様式第1号（第8条関係）

離職状況等に関する申立書(則第11条第1項1号の規定による支給)

私は、離職・廃業、離職等時期、離職期間に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

(あて先) 板橋区長

年 月 日

フリカゝナ

氏 名

生年月日

電話番号

事業所名	
事業所 所在地・電話	〒 電話
雇用保険 適用状況	1. 雇用保険被保険者であった 2. 雇用保険被保険者でなかった
平均月額給与	円 ※1
離職等時期 ／離職期間	年 月 日 ※2
求職活動を実施することが 困難であった 事情	1. 妊娠 2. 出産 3. 育児 4. 疾病または負傷 5. その他（ ）
上記の期間	年 月 日～ 年 月 日
離職等理由	1. 解雇※2、雇止め※3 2. 自己都合離職・廃業

証拠書類の 提出が困難な 理由	(離職・廃業に関する関係書類の提出が困難な理由) (離職等時期、離職期間に関する関係書類の提出が困難な理由)
--------------------------------	--

- ※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。
- ※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

(あて先) 板 橋 区 長

年 月 日

フリガナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日（予定）	年 月 日

(添付書類)

- ・ 現住所を確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

離職状況等に関する申立書（則第 11 条第 1 項 2 号の規定による支給）

私は、離職・休業・廃業に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

（あて先）板 橋 区 長

年 月 日

ツガナ

氏 名

生年月日

電話番号

事業所名	
事業所 所在地・電話	〒 電話
離職等時期	年 月 日
離職等理由	1. 解雇※1、雇止め※2 2. 休業、休職 3. 自己都合離職・廃業 4. 収入の著しい減少の端緒となった事象（配偶者の死亡等）
証拠書類の 提出が困難な 理由	（離職・休業・廃業・収入の著しい減少の端緒となった事象に関する関係書類の提出が困難な理由）

※1 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※2 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

（公印省略）

住居確保給付金支給再開通知書

年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 再開後の支給期間 年 月分（ 年 月家賃相当分）から
年 月分（ 年 月家賃相当分）まで

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式6）」を提出してください。
- 3 常用就職している者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、自立相談支援機関に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に板橋区長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

参考様式第 2 号（第 8 条関係）

就業機会の減少に関する申立書

私は、就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、以下のとおり申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

（あて先）板 橋 区 長

年 月 日

フリガナ

氏 名.....

生年月日.....

電話番号.....

これまでの 平均月額収入	円 ※ 1
申請月の収入	円
自己の責に 帰すべき理由 又は自己の都合 によらない 収入の減少の 具体的内容	
証拠書類の 提出が困難な 理由	

※ 1 休業等以前の 6 か月間の平均を目安として算出して下さい。

住居確保給付金要転居証明書(則第 11 条第 1 項 2 号の規定による支給)

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために、則第10条第 5 号ロに規定する要件（（１）又は（２））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

(家計改善支援事業実施者名または自立相談支援機関名)

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

添付資料

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）

職業相談確認票（住居確保給付金）

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

求職登録日 年 月 日	求職番号
----------------------	------

相談日	安定所 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援（＊）を受けた場合は、安定所担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

＊公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）

※本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

住居確保給付金 常用就職活動状況報告書

年 月 日

（あて先）板橋区長

フリガナ
氏 名
住 所
電話番号

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1. 公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数（※） 回
うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 件

※ 職業相談確認票（参考様式第3号）に記録した活動もカウントに含めること。

2. 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	TEL：			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月	日	採用	不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（）				

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用 不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用 不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	TEL :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容 (1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他)	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
結果	月	日	採用 不採用(理由)	
探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他()			

住居確保給付金 自立に向けた活動計画

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

事業所名			
所在地			
事業形態	☐ 法人 ☐ 個人 ☐ その他（ ）		
業種			
事業概要			
これまでの 平均月額収入 (※)		申請月の 収入 (※)	
相談したいこと	☐（融資や創業にあたり）事業計画書作成の具体的アドバイスがほしい ☐売上げを向上させたい ☐来店客を増やしたい ☐効果的な広告宣伝をしたい ☐ネット販売を考えたい ☐WEBをもっと活用したい ☐ホームページを見直したい ☐SNSを上手に活用したい ☐商品パッケージを見直したい ☐商品・サービスのネーミングに悩んでいる ☐飲食店メニューを再考したい ☐デジタル・IT化を進めたい ☐DXを考えたい ☐経営の観点から所有不動産の活用策を考えたい ☐下請けから脱却したい ☐新事業を何か始めたい ☐新事業を軌道に乗せたい ☐事業の先行きに悩んでいる（後継者・事業継続等） ☐急な資金繰りの悪化に困っている ☐資金繰り管理をしっかりやりたい ☐資金調達の方法が知りたい ☐売上はあるが利益が思うように出ない ☐価格設定を見直したい ☐補助金の活用を考えたい ☐補助金申請書（自社作成）への専門家の助言がほしい ☐契約の注意点を知りたい ☐契約トラブルで困っている ☐経理処理・決算処理の相談がしたい ☐その他（ ）		

（※）就業機会の減少に関する申立書と同じ収入を記載すること。

自立に向けた 方向性		
自立に向けた 活動計画 (時期・方法等) (※)	1ヶ月目	
	2ヶ月目	
	3ヶ月目	
経営相談先	窓口名称	
	連絡先	
	対応者	

※経営相談先から就労を勧められた場合は、自立相談支援機関へ報告すること

住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書

年 月 日

（あて先） 板橋区長

フリガナ
氏 名
住 所
電話番号

私は、自立に向けて、以下のとおり活動を行いましたので、報告します。
また、経営相談先から就労を勧められた場合についても、あわせて自立相談支援機関へ報告します。

1. 自立に向けた活動
経営相談先への相談回数 回
2. 自立に向けた活動計画
添付のとおり ※自立に向けた活動計画（写）を添付

3. 活動状況
☐ 経営相談先への相談 ※方法の欄は左の該当するものを記載すること。

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 1. 対 面 2. オンライン 3. 電 話 4. メ ー ル 5. そ の 他	相談日			
	方法		担当者	
	具体的な 相談内容			

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容	相談日	年 月 日（ ）	（時間： ～ ）	
	方法		担当者	

参考様式第6号（第8条関係）

1. 対 面 2. オンライン 3. 電 話 4. メ ー ル 5. そ の 他	具体的な 相談内容	
---	--------------	--

□自立に向けた活動計画に沿った活動

活動日	活動内容（※）	取組の効果

※ 経営相談や自立に資するセミナー等の受講をした場合は、参加したセミナーの開催状況の分かる
ちらし等を添付すること。

上記3. 活動状況について、自治体が必要と認める場合に、活動内容に記載された経営相談
先等に、活動内容の実施状況について照会することに同意します。

年 月 日

(あて先) 板橋区長

氏名

住居確保給付金に係る収支状況表（自営業者用）

		月	月	月	月	月	月
収入	営業収入（月間売上）	円	円	円	円	円	円
	その他収入（ ）	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	収入合計	円	円	円	円	円	円
支出（仕入含む）	仕入	円	円	円	円	円	円
	給料賃金（外注工賃含む）	円	円	円	円	円	円
	地代家賃	円	円	円	円	円	円
	水光熱費	円	円	円	円	円	円
	旅費交通費	円	円	円	円	円	円
	通信費	円	円	円	円	円	円
	雑費	円	円	円	円	円	円
	※以下は必要に応じて記入	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	支出合計	円	円	円	円	円	円
事業収入（経費を差し引いた控除後の額）		円	円	円	円	円	円

本表の内容について相違ありません。

年 月 日

氏 名 _____

【参考】生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

第27条 偽りその他の不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。